

**中小企業BCP策定支援事業委託業務企画提案募集要領**  
**(本事業の実施は、令和8年2月議会における当初予算の議決を条件とします。)**

**1 業務の目的**

東日本大震災以降、熊本や大阪、北海道、石川等、多大な被害をもたらす地震が全国で相次ぎ、当地域でも南海トラフを震源とする巨大地震が今後30年以内に60～90%程度以上の高い確率で発生するとされており（国の地震調査委員会2025年9月26日付発表）、本県における経済被害額は13兆8600億円と試算されている（愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果（2014年））。

しかしながら、ものづくり愛知を支える中小企業の災害時の事業継続に対する対策が急務となっているが、県内企業のBCP（事業継続計画）策定率は13.7%（県産業政策課「2025年1-3月期中小企業景況調査（トピックス調査）」）に留まっている。

県では、中小企業向けのBCP策定マニュアルとして「あいちBCPモデル」を作成・公表するとともに、関連セミナーの開催等を通じて普及啓発に努めてきたが、「スキル・ノウハウ不足」や「マンパワー不足」を未策定の理由に挙げる企業が多い。

そこで、こうした県内のBCP未策定の中小・小規模企業を対象に、新たにBCP策定に係る伴走型の事業を行うことにより、着実に本県の中小企業におけるBCP策定率を向上させることを目的に本事業を実施する。

**2 業務内容**

別添「中小企業BCP策定支援事業委託業務仕様書」のとおり

**3 契約条件**

(1) 契約形態

委託契約

(2) 契約金額限度額

29,547,159円（消費税及び地方消費税込み）

(3) 契約保証金

愛知県財務規則第129条の2の規定により契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし、同財務規則第129条の3の規定に該当する場合は、全額を免除する。

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

(5) 支払方法

事業終了後の精算払いとする。

**4 応募者の資格**

以下の全ての要件を満たす者であること。

(1) 県が主催する委託事業者公募説明会に参加していること。

(2) 「令和6・7年度愛知県入札参加資格者名簿」登録業者であり、業務分類が「大分類03.役

- 務の提供等」、の者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) 「愛知県が行う事務及び事業者からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置の対象となる法人でないこと。
- (5) 愛知県から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る資格停止措置を企画提案書受付期間に受けていないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。

## 5 応募方法等

### (1) 提出書類と提出部数

ア 次の（ア）から（ケ）の書類について、業務委託仕様書を踏まえ、別添「提出書類の作成方法」に基づいて作成の上、提出すること。ただし、必要がある場合は補足資料の提出を求めることがある。

（ア）企画提案参加申込書（様式 1）

（イ）業務実績書（様式 2）

（ウ）企画提案書（様式任意）

（エ）見積書（様式任意）

（オ）経費内訳書（様式 3）

（カ）会社概要（会社パンフレット等）

（キ）定款

（ク）決算報告書（直近 2 年分）

（ケ）社会的価値の実現に資する取組に関する申告書等（様式 4、様式 5）  
 （提出可能な場合のみ）

### イ 提出部数

6 部（正本 1 部、副本（（ア）～（オ）のコピー） 5 部とする。）

### (2) 注意事項

- ・企画提案は 1 事業者 1 案とする（複数の事業体で事業を実施する場合は 1 共同体あたり 1 案とし、事業実施における責任の所在を明確にしていること。）。
- ・提出期限後の問合せ、書類の追加・修正には原則として応じない。

### (3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明に限る。）、若しくは宅配便（手渡ししたことが証明されるものに限る。）のいずれかとする。

### (4) 提出期限

令和 8 年 3 月 11 日（水）正午（必着）

※郵送・宅配便の場合は、提出期限までに愛知県庁に必着のこと。なお、提出書類の受領を確実にを行うため、投函等を行った後速やかに電話連絡（「10 連絡・問合せ先」に記載する連絡先）すること。

(5) 提出先

「10 連絡・問合せ先」に記載する場所

(6) 応募に関する問合せ

企画提案書作成等の問合せは、令和8年3月6日（金）午後3時まで電子メールで受け付ける（電話や書面では受け付けない。）。

- ・電子メール：kinyu@pref.aichi.lg.jp
- ・件名：「中小企業BCP策定支援事業委託業務企画提案に関する問合せ」

## 6 説明会の開催

応募希望者を対象に、次のとおり説明会を開催する。なお、本説明会の参加が応募の要件とする。

(1) 開催日時

令和8年2月25日（水）午前11時から正午まで

(2) 開催方法

オンライン

(3) 出席申込み

出席を希望する場合は、令和8年2月24日（火）午後3時までに事業者名、出席者及び連絡先（電話、メールアドレス）を電子メールにより「10 連絡・問合せ先」まで連絡すること。

(4) 手元に用意するもの

以下の中小企業BCP策定支援事業委託業務に係る書類一式

- ・企画提案募集要領（本資料）
- ・別添「仕様書」
- ・別添「提出書類の作成方法」

## 7 審査及び委託先の決定

(1) 選定委員会の設置

企画競争の審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者を選考するため、県が設置する選定委員会において審査を行い選定する。

(2) 審査方法

提出された企画提案書を始めとする書類（以下「提案書」という。）について、形式審査を行った後、選定委員会において選定する。

ただし、提案書が4件を超えてある場合は、委員会での審査に先立ち、書面による予備審査を行い、4件を選定する。審査については、愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課にて実施する。

いずれの審査も非公開とし、審査の経過等に関する問合せには応じない。

### 【委員会における審査】

審査は、提案書に基づく書面審査及び、提案者によるプレゼンテーションにより行う。

※委員会開催については、次のとおり。

- ・日程：令和8年3月18日（水）
- ・場所：愛知県庁内会議室

※プレゼンテーションの詳細は、令和8年3月13日（金）午後5時までに別途連絡する。

※プレゼンテーションは、1者20分程度。パソコン、プロジェクター等の電子機器の使用は不可。説明終了後に質疑応答を5分程度行う。

なお、委員長が参集しての委員会実施が困難と判断した場合は、書面での開催とし、提案者によるプレゼンテーションは実施しない。その場合、審査結果は令和8年3月27日（金）までに別途連絡する。

### （3）主な選定基準

委託事業者を選定する際のポイントは、以下のとおりとする。

#### ア 事業全体の基本方針、実施体制、スケジュール

- ・事業全体の趣旨を理解し、事業実施効果が期待できるものか。
- ・円滑に業務を実施する体制となっているか。
- ・全体スケジュールは適切か。等

#### イ 事業実施内容

##### （ア）経営者向け普及啓発セミナーの開催

- ・事業目的を達成するため、効果的な開催方法・計画となっているか。
- ・商工会議所等と連携し、円滑に開催できる計画となっているか。
- ・多くの聴講希望者が参加できる方法となっているか。等

##### （イ）BCP策定伴走支援

- ・事業目的を達成するため、効果的な開催方法・計画となっているか。
- ・BCPが確実に策定できる伴走支援のスケジュールとなっているか。
- ・伴走支援対象企業1社ごとに対応できる体制となっているか。等

##### （ウ）BCP策定支援事業紹介リーフレットの作成及び送付

- ・事業の目的を達成するため、効果的な作成方法・納期となっているか。

##### （エ）あいちBCPモデルのアップデート

- ・アップデートの内容は情報システム・データ保全をなすために充分であるか。

#### ウ 付加提案（当事業の効果を高めるものであるか。）

#### エ 経費（見積項目・経費は適切か。）

#### オ 社会的価値の実現に資する取組状況（取組の有無）

### （4）審査結果の通知

審査結果は、令和8年3月27日（金）までに全提案者に文書で通知する。なお、審査結果は愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となるが、委員会は非公開のため、審査の経過等に関する問合せには応じられない。

## (5) 契約

候補者と県は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件等の協議、調整を行い、協議等が整ったうえで契約を締結する。ただし、協議等が整わない場合は、次点者を新たな候補者とし、改めて県と協議等を行うこととする。

なお、選定された候補者の委託業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。

## (6) 受託予定者の取消し

次の要件のいずれかに該当する場合は、受託予定を取り消すことがある。

ア 応募資格を有すると偽った場合又は応募資格を失った場合

イ 提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

## (7) その他

企画提案の内容に基づく見積金額は、同一条件において、その額を超えることは認めない。なお、契約金額については提案内容等を勘案して決定するため、見積書記載の金額と同額にならない場合がある。

## 8 その他

- ・企画提案に要するすべての費用は提案者の負担とする。なお、提案された提案書は返却しない。
- ・提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。
- ・次の各号に該当した場合、企画提案者は失格になる場合がある。
  - ア 提出書に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示事項に違反した場合
  - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合
  - ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合
- ・応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- ・この要領に定めるもののほか、選定実施に係る必要な事項は、県が定める。

## 9 スケジュール

- 2月20日（金） 委託事業者公募開始
- 2月25日（水） 委託事業者公募説明会
- 3月11日（水） 委託事業者募集終了
- 3月18日（水） 委託事業者選定委員会・委託事業者決定
- 4月1日（水） 契約締結、業務開始
- 令和9年3月19日（金） 契約終了

## 10 連絡・問合せ先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3丁目1番2号（愛知県本庁舎1階）

愛知県経済産業局中小企業部中小企業金融課 経営革新・組合指導グループ（竹谷）

電 話 052-954-6334（ダイヤルイン）

メール kinyu@pref.aichi.lg.jp